

# 滑川町の給与・定員管理等について（令和2年度）

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

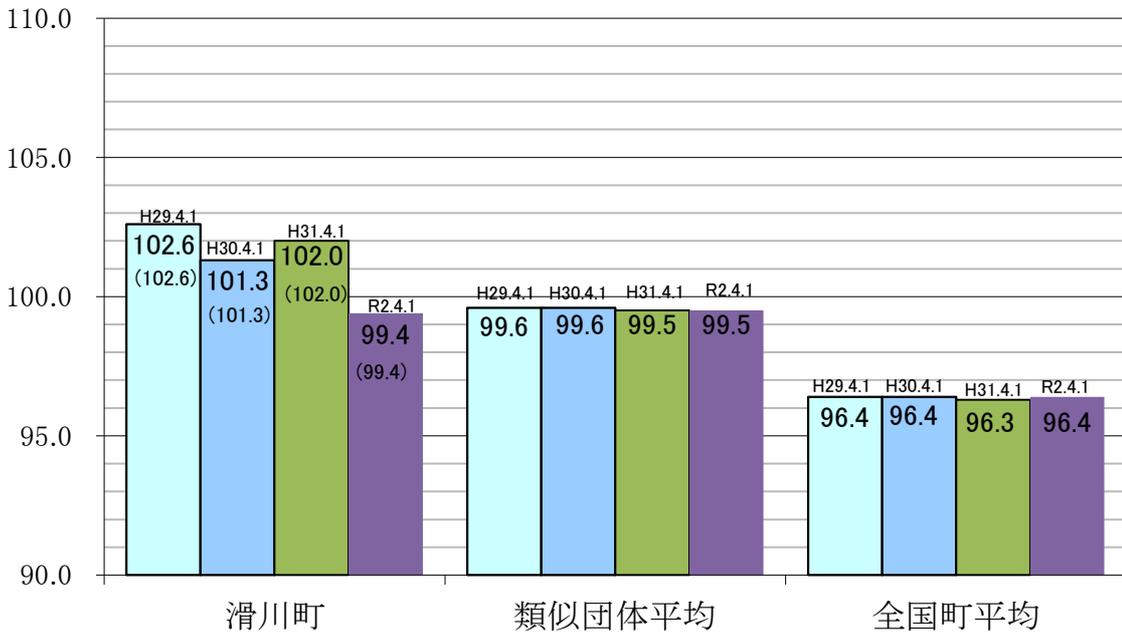
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	19,294	6,384,574	152,969	953,220	14.9%	15.2

### (2) 職員給与費の状況（令和元年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	112	387,811	76,776	164,838	629,425	5,620	5,775

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数に当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和元年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し

[  実施 ] 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均△2.0%引き下げ。若年層については平均△1.5%。高齢層については平均△2.4%。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、滑川町においても6%を支給。  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は2%、給与改定後は平成27年4月に遡及し4%、平成28年4月1日時点は6%を支給。

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年 度の支給 割合	平成29年 度の支給 割合	平成30年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合
		4月1日時 点	遡及改定後					
国基準による 支給割合	0%	2%	4%	6%	6%	6%	6%	6%
滑川町の支給 割合	0%	2%	4%	6%	6%	6%	6%	6%

##### ③ その他の見直し内容

- ・管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
- ・単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滑川町	37.4 歳	287,400 円	343,543 円	325,711 円
埼玉県	42.3 歳	323,193 円	416,705 円	372,144 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	41.8 歳	307,677 円	657,484 円	338,029 円

#### ② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
滑川町	56.0 歳	1 人	357,200 円	380,600 円	378,600 円
埼玉県	55.9 歳	213 人	346,502 円	402,282 円	386,395 円
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円
類似団体	50.5 歳	8 人	290,475 円	311,104 円	303,923 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滑川町	34.3 歳	267,000 円	297,485 円
埼玉県	40.3 歳	346,474 円	405,148 円
類似団体	41.3 歳	300 円	329,728 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		滑川町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	191,664 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	157,333 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	159,872 円	— 円
	中学卒	— 円	144,078 円	— 円
教育職	大学卒	182,200 円	214,111 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	217,400 円	276,300 円	382,200 円	426,200 円
	高校卒	— 円	239,300 円	— 円	406,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	357,200 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	230,200 円	281,900 円	380,600 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

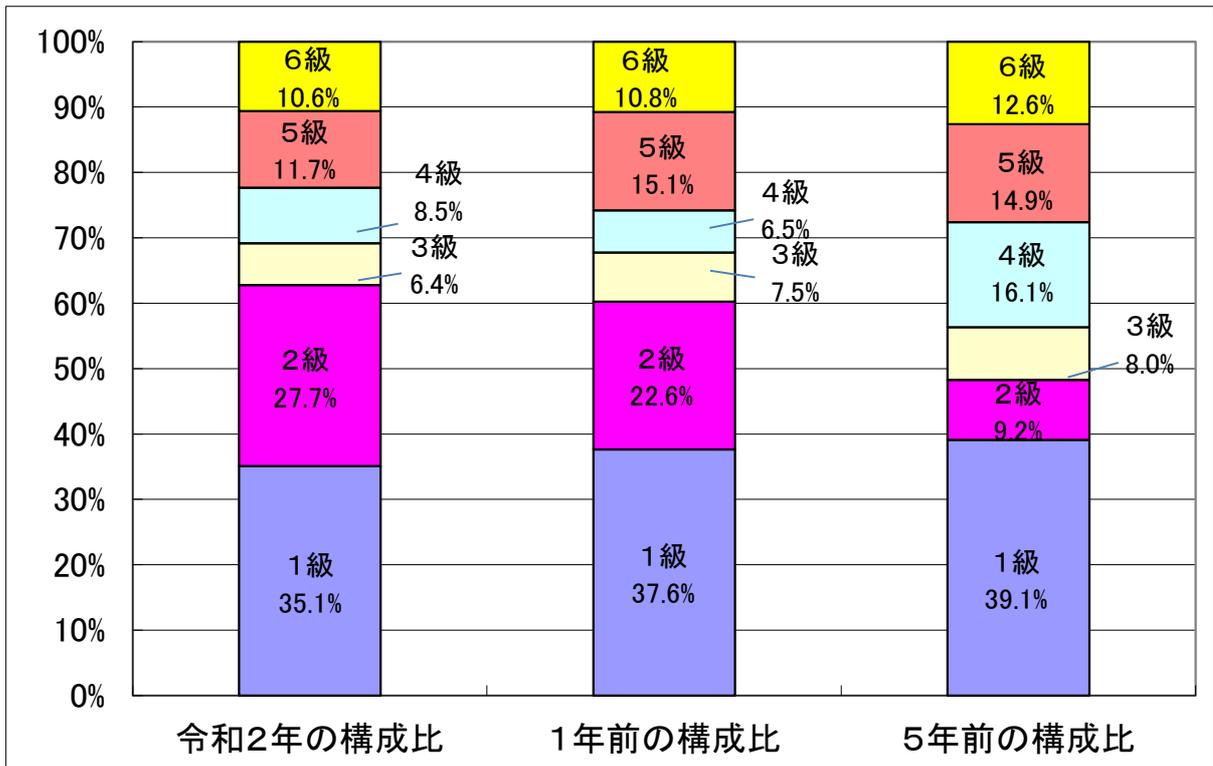
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

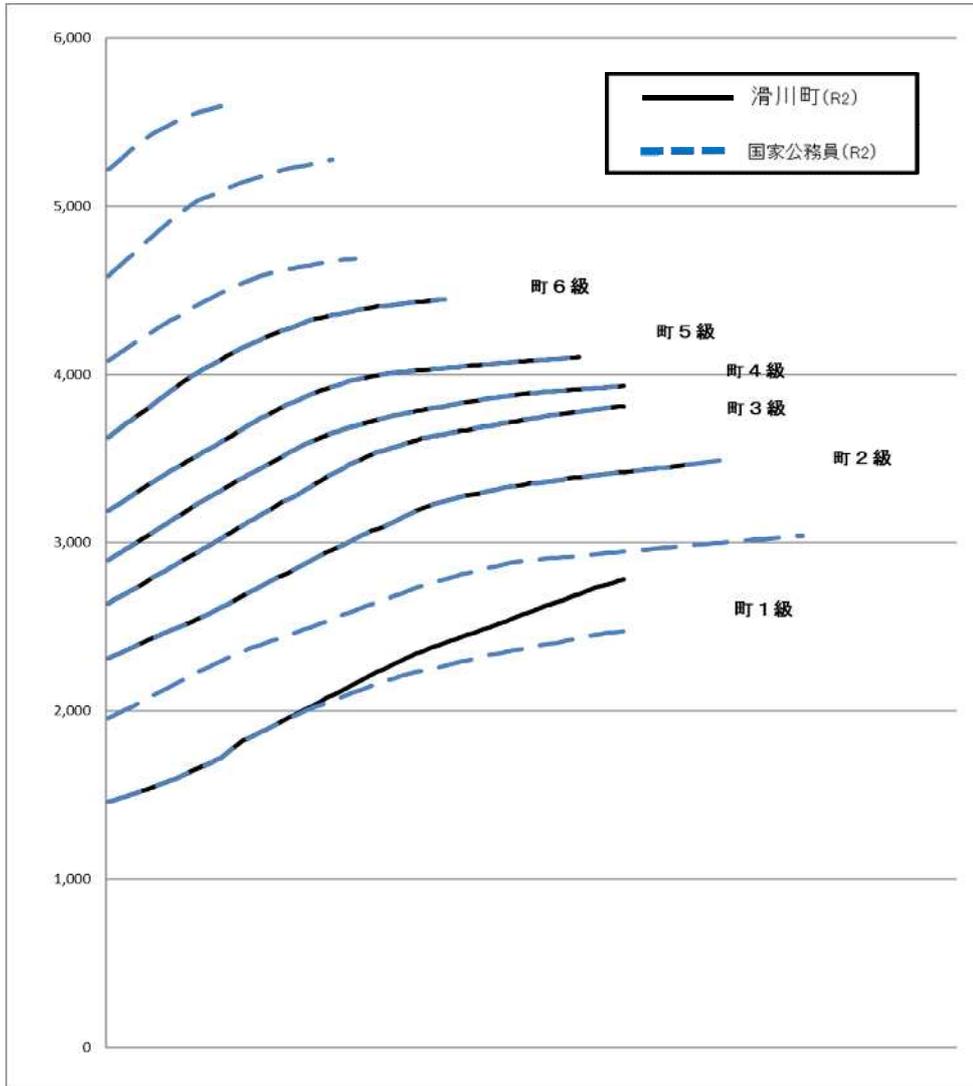
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	33 人	35.1 %	146,100 円	278,100 円
2 級	主任の職務	26 人	27.7 %	231,500 円	346,800 円
3 級	主査の職務	6 人	6.4 %	264,200 円	381,000 円
4 級	主幹又は副主幹の職務	8 人	8.5 %	289,700 円	393,000 円
5 級	副課長又は主席主幹の職務	11 人	11.7 %	319,200 円	410,200 円
6 級	課長又は参事の職務	10 人	10.6 %	362,900 円	444,900 円

(注) 1 滑川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（滑川町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

滑川町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(元年度決算) 1,458 千円	1人当たり平均支給額(元年度決算) 1,755 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(滑川町)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

滑川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,147 千円	23,157 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(元年度)		24,226 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度)		221 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
6級地	6 %	112 人	6 %

### (4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		61 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		4,067 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)		14.2 %		
手当の種類(手当数)		10 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(元年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税等出張徴収手当	税務課、町民保険課	出張徴収業務	2 千円	日額500円
滞納処分執行手当	税務課	滞納処分の執行業務	42 千円	日額1,500円
防疫作業手当	産業振興課	防疫作業業務	千円	1回当たり1,000円
死体処理手当	健康福祉課	行路死亡人の処理業務	千円	1件当たり10,000円
特殊自動車運転手当		特殊自動車の運転業務	千円	県内日額500円 県外日額1,500円
緊急道路補修手当	建設課	緊急の道路補修業務	4 千円	日額500円
境界査定手当	建設課	境界査定業務	千円	日額500円
用地交渉手当	建設課	用地交渉業務	千円	日額500円
犬猫等死体処理手当	環境課	犬猫の死体処理業務	13 千円	1件当たり500円
行路病人救護手当	健康福祉課	行路病人の救護業務	千円	1件当たり500円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	16,953 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	168 千円
支給実績(30年度決算)	11,008 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	109 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同		10,164 千円	199,294 円
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		5,387 千円	199,294 円
通勤手当	①自動車等の使用距離 →片道2km以上3km未満 2,000円 片道3km以上は1kmを越えるごとに 630円を加算した額 ②交通機関(電車等)の運賃等相当額	異	支給区分・支給額	5,387 千円	49,197 円
管理職手当	課長 定額45,000円 副課長 定額34,000円	異	職務の級・区分が異なる	11,550 千円	412,500 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同		144 千円	16,000 円
日直手当	日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき5,000円 年未年始は12,000円を加算	異	支給額等	1,305 千円	14,032 円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円～12,000円	同		350 千円	13,462 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料 報酬	市区町村長	710,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( ) 円)		880,000 円	492,000 円
	副町長	590,000 円	710,000 円	468,000 円
	( ) 円)			
	議長	308,000 円	420,000 円	230,000 円
	( ) 円)			
期末手当	副議長	233,000 円	360,000 円	180,000 円
	( ) 円)			
	議員	216,000 円	345,000 円	157,000 円
	( ) 円)			
退職手当	市区町村長	(元年度支給割合)		
	副町長	4.45	月分	
	議長	(元年度支給割合)		
	副議長	4.45	月分	
備考	議員	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	市区町村長	710,000円×在職月数×(35/100)×(115/100)	13,717,200円	任期毎
	副町長	590,000円×在職月数×(21/100)×(115/100)	6,839,280円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

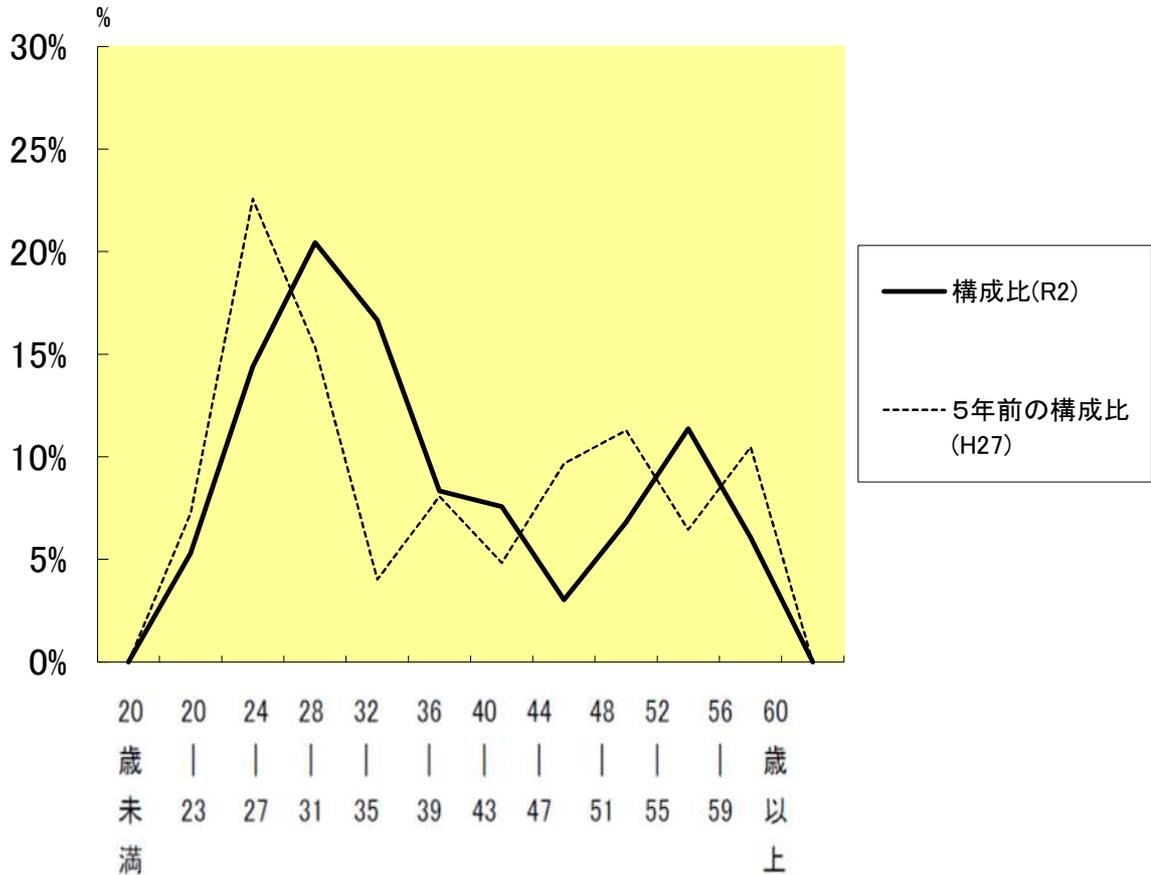
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	26	28	2	職員補充及び業務増に伴う増員
		税務	11	12	1	業務増に伴う増員
		労働				
		農林水産	8	7	▲1	土地改良事業の業務見直しによる減員
		商工	1	1		
		土木	11	10	▲1	職員派遣による減員
		民生	12	12		
		衛生	12	11	▲1	他部門と業務連携に伴う減員
	計	83	83		<参考> 人口1万人当たり職員数 43.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.68 人)	
	教育部門	27	29	2	職員退職による減員	
	消防部門					
	小計	110	112	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.19 人)	
公営企業等部門	水道	5	5			
	下水道	4	4			
	その他	12	11	▲1	職員退職による減員	
	小計	21	20	▲1	0	
合計		131	132	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.42 人	
		[ 143 ]	[ 143 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 7	人 19	人 27	人 22	人 11	人 10	人 4	人 9	人 15	人 8	人 0	人 132

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門		27年	28年	29年	30年	31年	元年	過去5年間の増減数(率)	
		職員数	76	79	81	85	83	83	7
一般行政	職員数	30	29	29	28	27	29	-1	-(3.3%)
教育	職員数	106	108	110	113	110	112	6	(5.7%)
普通会計	職員数	18	18	19	20	21	20	2	(11.1%)
公営企業	職員数	124	126	129	133	131	132	8	(6.5%)
計	職員数								

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 317,416	千円 21,395	千円 36,187	% 11.4	% 11.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	人 6	千円 22,962	千円 3,604	千円 9,621	千円 36,187	千円 6,031

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,165

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滑川町	48.5 歳	341,139 円	502,583 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

滑川町(企業職)		滑川町(一般行政職・団体平均)	
1人当たり平均支給額(元年度)		1人当たり平均支給額(元年度)	
1,604	千円	1,458	千円
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
( 1.45 )月分	( 0.90 )月分	( 1.45 )月分	( 0.90 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

滑川町(企業職)			滑川町(一般行政職・団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,462 千円	23,829 千円

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(30年度)			1,444 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度)			240,667 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地	6 %	6 人	6 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
給水停止手当	企業職職員	給水管停止業務	0 千円	1件当たり1,000円
夜間業務手当	企業職職員	夜間工事(漏水・通水)	0 千円	1件当たり1,500円
呼出し手当	企業職職員	休日、時間外に呼び出しを受けた場合	0 千円	1件当たり700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	309 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	103 千円
支給実績(30年度決算)	127 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	42 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同		156 千円	78,000 円
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	①自動車等の使用距離 →片道2km以上3km未満 2,000円 片道3km以上は1kmを越えるごとに 630円を加算した額 ②交通機関(電車等)の運賃等相当額	同		423 千円	70,438 円
管理職手当	課長 定額45,000円 副課長 定額34,000円	同		948 千円	474,000 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円～12,000円	同		0 千円	0 円

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する団体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員と家族の病気、けが、出産、死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、傷害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等の「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、滑川町職員福利厚生委員会において職員の健康増進事業や冠婚葬祭事業等に取り組んでいます。令和2年度4月1日現在の会員数は、143名となっています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛け金と使用者である町の負担金によって賄われています。また、福利厚生事業の一環として、滑川町福利厚生委員会へ補助金800,000円を支出しました。

(3) 補助金の見直し

令和元年度から令和4年度にわたり段階的に公費負担額(補助金)を減額し、令和5年度には、公費負担がなくなる予定です。